

教育民生常任委員会

8月22日に上程された議案は、総務産業建設常任委員会に付託され9月13日に審議した。
また、特定のテーマを設定し、9月17日に調査研究を実施した。

付託議案

●議案第 56号 令和 5 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計決算の認定

Q これまでの決算経緯を含め令和 5 年度に 6,361 万円の基金を繰入れた根拠はなにか。

A 被保険者数の減少および高齢化による国保税の減少と医療の高度化や高齢化による医療費の増加を踏まえ、国民健康保険事業の財政運営上やむを得ない。

Q 本町の国民健康保険税は、県内 19 市町でどのくらいの水準であるか。

A 令和 6 年度では、本町は下から 4 番目である。

この他、不納欠損額の状況や一般会計からの繰入などについて質疑応答を行った。

付託議案の採決 反対討論 1 件、賛成多数で認定することに決定した。

付託議案

●議案第 57号 令和 5 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定

Q 保険料を滞納している方は、どのような生活実態なのか。

A 通知や電話で納付してもらうよう督促している。生活苦であれば分納誓約を行っている。

Q 後期高齢者医療制度に移行した場合、人間ドックの助成は受けられないのか。

A 人間ドックの助成は受けられないが、代わりに後期高齢者健康診査というものがあり、早期に発見し、重症化を予防することを目的としている。令和 6 年度では対象者が拡大された。

付託議案の採決 反対討論 1 件、賛成討論 1 件、賛成多数で認定することに決定した。

付託議案

●議案第 58号 令和 5 年度愛荘町介護保険事業特別会計決算の認定

Q 第 9 期計画で保険料が 100 円上がった理由はなにか。

A 施設入所 1 人につき、年間 500 万円程度の支出となるため、これらを考慮した積算で計画を策定している。

Q 平成 30 年度から令和 5 年度までの実績をどのように評価しているか。

A 計画は、前年度までの数値の上り幅や高齢者人口等を加味しながら、施設入所等の要素を含み決定している。本町は介護予防に力を入れているので、介護保険サービス利用が減少し、計画値と差が生じている。

この他、認定審査会の状況や国県等への補助金返還金などについて質疑応答を行った。

付託議案の採決 反対討論 1 件、賛成討論 1 件、賛成多数で認定することに決定した。

総務産業建設常任委員会

8月22日に上程された議案は、総務産業建設常任委員会に付託され9月12日に審議した。
また、特定のテーマを設定し、調査研究を実施した。

付託議案

●議案第 58号 令和 5 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計決算の認定

Q 事業の進捗率はどの程度か。

A 65%くらいであり、所有者と協議をしながら進めている。

付託議案の採決 討論はなく、全員賛成で認定することに決定した。

付託議案

●議案第 59号 令和 5 年度愛荘町下水道事業会計決算の認定

Q 下水道が未普及である計画区域は愛知川右岸以外にあるのか。

A 愛知川右岸の整備ができれば 100%となる。

Q 管渠更新計画はどうなっているのか。

A 管渠の耐用年数は 50 年であり、23 年先のため更新計画は現在ない。
まずは、下水道管渠等の耐震化を検討する必要がある。

付託議案の採決 討論はなく、全員賛成で認定することに決定した。



管渠埋設工事の様子

調査研究

●入札監視委員会の運営状況

入札監視委員会は入札および契約手続の適正な執行を図り、その透明性、公平性および競争性を確保するための委員会である。しかし、昨年度の決算委員会では近年全く開催できていないことが判明し法令遵守ができていない事態であった。

二度とあってはならないことであり、町の法令遵守改善を目的として、その後の運用状況などを調査した。

Q 入札監視委員会はいつからあるのか。

A 平成 18 年 7 月に公正・透明な入札確保委員会が設置された。その後、平成 30 年 9 月から現在の入札監視委員会に変わった。

Q 問題があるたびに委員会を開催すべき、方針はどうなのか。

A 特異なものを抽出し年度単位で審議していくという意見を委員からいただいている。審議いただく案件を集約し、上半期、下半期という形で 6 か月に 1 回以上としている。ご指摘の部分は、委員会の回数を増やすなど、委員と協議しながら考えていきたい。

Q 委員は学識経験者 5 名以内で現在は 3 名である。公平性、透明性の観点から 1～2 名町民の有識者に委員に入ってもらえることはできないか。

A 今後、協議をさせていただく。